

令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

令和6年7月10日
砥部町告示第172号

(趣旨)

第1条 この告示は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動（以下「事業」という。）に取り組む農業者団体等に対し、町が予算の範囲内で砥部町環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、砥部町の区域に存する農地において、実施要領第2の1に規定する交付金の支援の対象となる事業を実施する農業者団体等とする。

(交付対象事業活動及び交付金額)

第3条 交付の対象となる事業の活動（以下「交付対象事業活動」という。）及びこれに対する交付金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする農業者団体等は、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第1号）を町長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、必要な条件を付して、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた農業者団体等（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の変更

(2) 対象農用地の面積の変更

(3) 交付対象事業活動の変更

(変更交付決定)

第7条 町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の変更交付を決定し、必要な条件を付して、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付事業の中止及び廃止）

第8条 交付事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の施行）

第9条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了せず、又は交付事業の遂行が困難になった時は、その理由及び交付事業の遂行状況を記載した書面を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付事業者は、交付事業終了後、速やかに令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金確定通知書（様式第7号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第12条 前条の規定により交付金額の確定通知を受けた交付事業者は、交付金の請求をしようとするときは、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金請求書（様式第8号）により、町長に対し請求するものとする。

（交付金の概算払）

第13条 町長は、前条の規定にかかわらず補助事業の実施上、概算払が必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 交付事業者は、概算払を受けようとするときは、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書（様式第9号）に関係書類を添えて、町長に対し請求するものとする。

（交付金の返還）

第14条 町長は、交付金の交付を受けた交付事業者が、交付金の交付要件を満たさないと判明した場合は、当該交付事業者に対し期限を付して交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保管）

第15条 交付事業者は、交付事業に係る収入支出の帳簿、証拠書類及び関係書類を整備し、交付事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、交付金に関し必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

交付対象事業活動	交付金額 (10 アール当たり)
<u>堆肥の施用</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	4,400 円
<u>カバークロップ</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けを組み合わせた取組	6,000 円
<u>リビングマルチ</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組	5,400 円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は、3,200 円)
<u>草生栽培</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組	5,000 円
<u>不耕起播種</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	3,000 円
<u>長期中干し</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	800 円
<u>秋耕</u> 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	800 円
<u>有機農業</u> 化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作物）	12,000 円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、2,000 円を加算)
<u>有機農業</u> 化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物）	3,000 円
<u>取組拡大加算</u> 有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000 円

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

令和 6 年度において、砥部町環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けたいので、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 4 条の規定により、交付金 円を交付されるよう、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

別 紙

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

環境保全型農業直接支払交付金交付計画（又は実績）

対象活動	農業者 団体取 組件数	個人 取組 件数	総事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
				県補助金 (国交付金+県費) A 円	市町費 B 円	
堆肥の施用	件	件	円	円	円	
カバークロップ						
リビングマルチ						
リビングマルチ (小麦、大麦、イタリ アンライグラス)						
草生栽培						
不耕起播種						
長期中干し						
秋耕						
有機農業						
有機農業 (炭素貯留効果の高い有 機農業)						
有機農業 (そば等雑穀・飼料作 物)						
取組拡大加算						
計						

3 事業完了予定（事業完了）年月日

様式第 2 号（第 5 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 交付金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第3号（第6条関係）

令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で交付決定の通知があった令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金について、下記のとおり変更したいので、令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条の規定により、承認されたく申請します。

記

	変更前（	円）
補助金額	変更後	円

（添付書類）様式第1号の別紙

（注）様式第1号の別紙に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更に係る部分については、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金変更交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金については、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付金を変更して交付します。

記

1 変更前の交付金の額	金	円
変更後の交付金の額	金	円

2 交付の条件

- (1) 令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 8 条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で決定通知があった令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金の実績について、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 10 条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

（注）様式第 1 号の別紙に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更に係る部分については、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第 7 号（第 11 条関係）

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金確定通知書

砥農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金について、下記のとおり交付金の額を確定したので、令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

交付金確定額 金 円

様式第8号 (第12条関係)

令和6年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金請求書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け、 砦農林第 号で交付金額の確定通知があった令和 6 年度砦部町環境保全型農業直接支払交付金について、令和 6 年度砦部町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今 回 請 求 額	金	円

様式第9号 (第13条関係)

令和 6 年度砥部町環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け、 砦農林第 号で交付決定の通知があった
令和 6 年度砦部町環境保全型農業直接支払交付金について、令和 6 年度砦部町環境
保全型農業直接支払交付金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円